

広島市西区選挙管理委員会告示第7号
令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原 田 武 彦

期日前投票所開設場所	所在地	期 間
広島市西区役所 2階 第1会議室	広島市西区福島町 二丁目2番1号	令和7年7月 4日から 同年7月19日まで 午前8時30分から午後8時
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9番地先	令和7年7月17日から 同年7月19日まで 午前10時から午後8時